

75歳以上の

改訂版(R2.3.9)

高齢運転者の安全運転支援装置 取付費用を補助します

～アクセルとブレーキの踏み間違い事故防止のために～

【安全運転支援装置】

アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる急加速を抑制する機能を有する「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」をいう。

▶ 補助対象者 ※①～④のすべてに該当する方

- ①市内に住民登録があり、令和2年9月30日現在で満75歳以上の方
- ②令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に、安全運転支援装置を市内販売取付事業者で購入・取り付けし、支払いを完了した方
※安全運転サポート車普及促進事業費補助金（国制度）創設に伴い、同年4月1日以降の購入・取付・支払分は補助対象外とします
- ③自動車運転免許証を保有している方
- ④市税等を滞納していない方



▶ 補助対象自動車 ※①～②のすべてに該当する自動車

- ①普通自動車、小型自動車または軽自動車で、自家用の用途に供する自動車（リース、レンタルを除く）
- ②補助対象者の氏名、または同一世帯の家族の氏名が、自動車検査証の「所有者」欄または「使用者」欄に記載されている自動車

▶ 補助率・補助金額

○補助率：1/2以内 ○補助金額：上限3万円 ※1人につき1回です

▶ 受付期間・場所

- 受付期間：令和元年10月1日から令和2年9月30日まで（閉庁日を除く）の間で、支払い完了後6カ月以内
- 受付場所：市民課または最寄りの市民局（峰山市民局を除く）

▶ 補助金手続きの流れ

①安全運転支援装置の取り付け

令和元年10月1日以降

市内の自動車整備事業者・カー用品量販店等で、安全運転支援装置を購入・取り付け

※安全運転支援装置の種類や取り付け、補助金の国および市制度の取り扱いなどについて、必ず事前に販売取付事業者へ相談・確認してください。

②取付費用等の支払い

令和2年3月31日まで

販売取付事業者に購入・取付費用を支払い

③申請書類等の提出

支払い完了後、6カ月以内

市民課または市民局に申請書等を提出

【必要書類等】

- 補助金交付申請書<市民課、市民局、市ホームページに設置>
- 自動車運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 安全運転支援装置の購入・取り付け費用の分かる領収書の写し
- 安全運転支援装置の機能が確認できるものの写し
- 申請者の世帯の住民票の写し（自動車検査証の「所有者」欄または「使用者」欄に記載されている氏名と申請者の氏名が異なる場合）
- 販売取付事業者が発行した「国制度を選択していない旨の証明書」
（令和2年3月9日～3月31日までの間の購入取付者に限る）

※ 審査上、その他書類の提出を求める場合があります。

④補助金の振込み

申請者名義の銀行口座へ補助金が振り込まれます

▶ ご注意

- 安全運転サポート車普及促進事業費補助金（国制度）創設に伴い、安全運転支援装置の購入・取付、支払が、令和2年3月9日から3月31日分は市制度または国制度のいずれかを選択、令和2年4月1日以降分は国制度をご利用ください。
- 安全運転支援装置の取り付けや使用に伴う事故・損害等について、市はその責任を負いません。
- 補助金は、予算の範囲内での交付となります。
- 虚偽または不正な行為等により補助金を受けた場合、補助金をお返しいただきます。

【お問合せ先】

京丹後市役所 市民環境部 市民課 人権・安全安心係 電話0772-69-0210